

令和2年7月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和2年7月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年7月2日（木）午後4時開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター第2研修室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第16号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について  
議案第17号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について  
議案第18号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について  
議案第19号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
  - 5 報告第24号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第16号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について  
議案第17号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について  
議案第18号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について  
議案第19号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
  - 2 報告第24号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
  - 3 その他 (1) 令和2年度市川市奨学生応募・決定の状況について
- 5 出席者

教育長	田中 庸恵
委員	平田 史郎
委員	平田 信江

委員	島田	由紀子
委員	山元	幸恵

6 欠席者  
委員

大高	究
----	---

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
義務教育課長	新部	操
学校環境調整課長	石田	清彦
就学支援課長	福田	雅人
学校地域連携推進課長	関上	亨
教育センター所長	小松崎	聡

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	副主幹	須志原	みゆき
//	主 査	新田	伸子
//	主 任	加澤	俊

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和2年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件、報告1件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、島田由紀子委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いたします。

## ○平田史郎委員

かしこまりました。それでは早速、「議案」に入ります。はじめに、議案第16号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○義務教育課長

義務教育課長です。議案第16号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明をさせていただきます。議案は、2ページから3ページまでご覧ください。提案理由でございますが、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、現委員が定期異動のため解嘱となり、新たに委員を委嘱する必要があり、別紙により、提案させていただくものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

## ○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○義務教育課長

義務教育課長でございます。議案第17号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について」、ご説明をいたします。議案4ページをお願いいたします。本議案は、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する見直し方針」の策定にあたり、通学区域の在り方や見直し方法等に関し、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ意見を求めることについて、ご審議いただくものでございます。

それでは、議案5ページをお願いいたします。諮問書案でございます。諮問理由を読み上げさせていただきますので、若干お時間をいただきます。市川市立小学校及び中学校については、教育条件をよりよいものにし、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、具体的な方策を推進することとしております。この方針では、小・中学校の連続性について、学校施設の建替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討すること、また、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と適正配置の方策の効果を担保するために、指定校変更制度の在り方について見直しを進めていくこととしております。今後予定されている学校施設の建替えを見据え、通学区域の在り方や見直し方法等について、具体的な方針を示すことが必要となっており、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」について、貴審議会の意見を求めるものでございます。

なお、別添の資料につきましては学校環境調整課長よりご説明をさせていただきます。

#### ○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。私からは、A3判の参考資料をご覧いただければと思います。そちらに沿ってご説明させていただきます。

まず、通学区域の意義でございます。保護者の就学義務を円滑に履行させるために、教育委員会は、就学予定者が就学すべき小中学校を指定することとされております。また、学校の指定に関しましては、その指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることがないように学校ごとに通学区域を設定しているケースが多く、本市でも各学校の適正な規模と教育水準の維持向上を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもたちを育む体制を整えるため、通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しているというところでございます。

次に、通学区域に関連する主な方針と現状の課題についてご説明いたします。通学区域に関連する主な方針といたしましては、これまで策定されております、「適正規模・適正配置に関する方針」、「義務教育学校の設置に関する方針」、また教育委員会内の「コミュニティ・スクールの設置に関する方針」等があり、小中学校の連続性の確保や小中一貫教育・連携教育の推進、また、地域と連携・協働した教育の推進を目標として掲げております。このため、通学区域についても、これらの目標に沿ったものとしていく必要があるところでございます。このような中において現状の通学区域は、学校規模の差、また、小中学校の通学区域の不一致、地域コミュニティの分断、通学路の危険性などの課題が散見されるところでございます。これらの課題を解決するため、通学区域につきましては、校舎の建替えを行う際を中心にしまして、通学路の安全性や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的として見直しを検討することとしております。また、指定校変更制度につきましては、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するため、その在り方について

見直しを進めることとしたいと考えております。このような考えの基、各学校の通学区域の見直し等を具体的に進めるための指針となる通学区域の見直し方針を策定してまいりたいと考えております。方針の構成でございますが、右下に書いてございますように、まず、通学区域の現状と課題を整理をいたしまして、それを踏まえて、見直しを行う上での視点を整理してまいります。そして、見直しの手法や体制、時期を定めるとともに、指定校変更制度の在り方についても整理をしてまいりたいと考えております。この見直しの進め方に基づき、各学校の通学区域の再編案を作成してまいりたいと考えております。作成にあたりましては、先程、義務教育課長からご説明がありましたとおり、通学区域審議会におきまして諮問をし答申をいただいた上で、こちらの定例教育委員会会議で議決をいただいて決定してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。なかなか現状を変えるということは難しいですが、よろしく願います。以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の6ページをお願いいたします。議案第18号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、新たに委員を任命する必要があることから、小学校3校について提案をさせていただくものでございます。主な理由といたしましては、8ページをお願いいたします。国府台小学校については、未決定であった委員候補者が決定したためでございます。また、10ページの稲荷木小学校、12ページの大洲小学校については、辞任願が提出された第2号委員並びに第4号委員を解任するとともにそれに伴い、新たな委員候補者が決定されたことによるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

### ○教育センター所長

教育センター所長です。議案第19号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。させていただきます。議案の14ページから16ページをご覧ください。この運営協議会は、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。この委員のうち、辞任願がありました7名の委員を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに7名の委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、令和2年7月3日から令和3年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第24号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

### ○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の17ページをお願いいたします。報告第24号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。委員候補者が未決定でありました学校において、新たに委員として任命をする必要があったことから、ご報告をさせていただくものでございます。また、それに合わせ、辞任の申し出のあった委員につきましては、解任の報告をさせていただいております。18ページをお願いいたします。今回報告をさせていただきますのは、小学校8校、中学校5校となります。この報告案件は議案19ページから44ページにございます。これらの学校につきましては、7月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告をさせていただくものでございます。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」ご説明をさせていただきました。

### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明について、質疑はございますか。特に質疑がないようですので、報告第24号を終了いたします。

続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「令和2年度市川市奨学生応募・決定の状況」について説明してください。

### ○就学支援課長

就学支援課長です。その他(1)「令和2年度市川市奨学生応募・決定の状況」について、ご説明いたします。議案の45ページをご覧ください。令和2年度市川市奨

学生選考委員会を6月24日に開催いたしまして、奨学生の選考について答申を受けましたのでご報告いたします。

はじめに、奨学資金制度の概要について説明させていただきます。本制度の目的は、学力が優良でありながら、経済的な理由により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対しまして、本制度を設けることにより、教育の機会均等を図るもので、奨学生は奨学生選考委員会の選考を経て決定されております。

今年度の募集状況ですが、上の表の応募者数の合計欄をご覧ください。国公立71名、私立75名、合計146名で、昨年度より41名多い応募でした。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第3条で「予算の範囲内で定める」と規定しております。毎年、奨学生選考委員会において、学力や家計の状況等を総合的にご審議いただき、予算の範囲内で選考をしていただいております。今年度は予算の枠を超える応募がございました、予算の範囲内に収まるように選考をしていただきました。その結果、選考委員会におきましては、学力、家計の状況等を総合的にご審議いただいた結果、基準を満たしました129人に対して、奨学生として選考する、との答申を受けました。この結果、支給額につきましては、当初予算額1,861万2千円全額を支給出来ることとなりました。また、基準を満たしていながら、予算の制約により、支給出来ない方が5名ほどおります。この方たちは、補欠者として優先順位を選考委員会で決定していただいております、先に決定された方の中から、今後辞退者が生じた場合に、繰上がりで支給者となる予定の方でございます。また、残念ながら成績要件あるいは家計の基準を満たさなかったため、12名が不支給決定となっております。なお、この方々に対しましては、修学をあきらめることのないよう、通知とともに他の制度のご案内を同封し、情報提供をしております。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

コロナの影響で奨学生の応募がまた増えるかもしれません。継続給付を受けるといこともなかなか勇気がいるのですが、よろしく願います。この件につきまして質疑はございますか。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。その他に何かございますでしょうか。義務教育課長願います。

#### ○義務教育課長

義務教育課長でございます。市川市立小中学校における新型コロナウイルス感染症につきましてご報告をさせていただきます。資料を配付させていただきます。それでは資料をご覧ください。まず、国分小学校と第三中学校についてご報告させていただきます。6月21日に要請が確認された20代の男性を兄に持つ姉妹、国分小学校女子児童及び第三中学校女子生徒の陽性が6月23日に確認されました。6月24日より両校を校内の消毒と状況把握のため、3日間の臨時休校措置を取りました。その間、業者による校内の消毒、保健所指示による行政PCR検査の他、市川市のPCR検査を計102名の児童生徒と教職員に実施いたしました。6月26日夕方、市川市のPCR検査及び行政のPCR検査の結果、全員の陰性が認められましたので、6月29日の月曜日から両校とも通常登校しております。今日まで両校ともスムーズに授業が展開されていると報告が入っております。

続きまして、菅野小学校につきまして、先程の、23日に陽性が確認された国分

小学校女子児童と交友関係のあった菅野小学校男子児童が濃厚接触者として25日に保健所の指示により行政PCR検査を受けました。26日に、菅野小学校男子児童の陽性が確認されました。6月29日から3日間の臨時休校措置を取り、先程の学校と同様の対応を取らせていただきました。6月30日夕方、市川市のPCR検査及び行政のPCR検査の結果、全員の陰性が認められましたので、本日7月2日より通常登校を再開しております。学校長によると、大きな混乱はなく再開できているという報告を受けております。

続きまして、今後の対応につきましてご説明させていただきます。フロー図をご覧くださいと思います。今後、市川市立幼稚園及び学校の園児・児童生徒及び教職員において感染者が確認された場合につきましても、フロー図等資料にありますように、今回のケースと同様の対応をとっていきたいと思っております。保健所等と協議をし、感染拡大の可能性を測りながら、学校の再開や臨時休業等の措置をとってまいります。また、このフロー図につきましては、ホームページにアップし広く周知してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○平田史郎委員**

ありがとうございます。他に何かこちらで報告することはございますか。特にないようですので、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

**○教育長**

これもちまして、令和2年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時25分閉会)